

Ⅱ. こどもすこやか育みプラン・とよなかがめざすもの

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子どもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように定めています。

すべての子どもの人権が尊重され、 健やかに育ち、 社会全体で子育て家庭を支え、 子どもを愛情深く育むまち・とよなか

子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

子どもの健やかな育ちを支えます

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。子どもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、子どもの状況に応じた支援をすることで、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

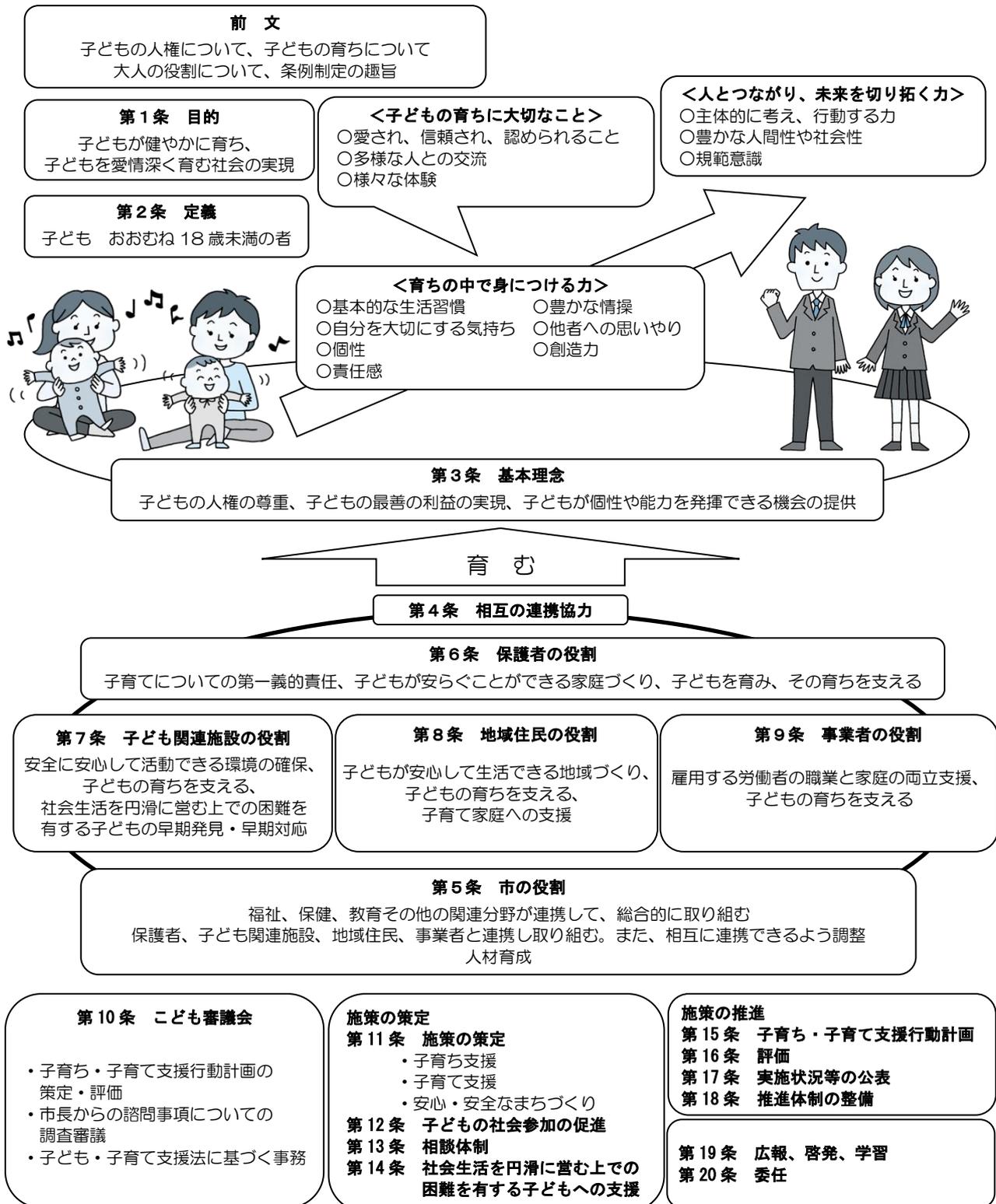
子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。

(子どもの健やかな育ちとは ～豊中市子ども健やか育み条例より～)

子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



安心して子育てができるよう地域全体で家庭を支えます

子どもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で保護者を支えることが、子どもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO*、学校、行政など子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人が子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育む仕組みづくりが必要です。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

生きる権利

- 一人ひとりの生命が大切にされること
- 病気や怪我をした時に、治療を受けることができること など

守られる権利

- あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
- プライバシーが守られること、他の人から誇りを傷つけられないこと など

育つ権利

- 教育を受けることができること
- 適切な情報提供等の支援を受けること
- 自分らしく育つことができること
- 考えることや信じることの自由が守られること
- 体や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること など

参加する権利

- 自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
- 表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
- 友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけてはいけません など

子どもに関わることについては、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一的に考慮することが求められています